

小児慢性特定疾病児童支援事業（療養生活・一時入院）の利用登録をされた皆様へ

## 利用料のオンライン決済（クレジットカード納付）のご案内

小児慢性特定疾病児童支援事業（療養生活・一時入院）利用料はインターネットを利用してクレジットカードで納付することができるようになりました。以下の説明をお読みいただき、クレジットカードによる納付を希望される方は電話にて申し出てください。

### (1)ご利用いただける方

姫路市オンライン手続きポータルサイト※（以下「ポータルサイト」）で申請できる方

（※注）姫路市オンライン手続きポータルサイト…姫路市への申請・届出その他の手続等の一部をインターネットを利用して行うことができるシステムのことです。利用には利用登録が必要です。

### (2)クレジットカードによる納付の流れ

#### 1 オンライン申請

利用月の翌月に送付する利用料の確定通知に記載の二次元コードを読み取り、ポータルサイトからオンライン申請します。



数日後

審査完了後、姫路市より「お支払額確定のご連絡」が登録したメールアドレスに届きます

#### 2 支払い



ポータルサイトにログインし、「マイページ」→「申請状況のお知らせ」→「小児慢性特定疾病児童支援事業（療養生活・一時入院）利用料の支払い」からクレジットカードで納付を行います。

### (3)決済手数料 無料

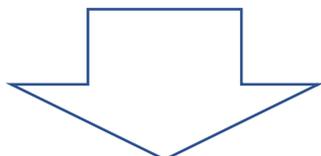
### (4)利用可能なクレジットカード

VISA、MasterCard、JCB、AMEX、Diners のいずれかの国際ブランドのロゴの入ったクレジットカードがご利用いただけます。

※小児慢性特定疾病児童支援事業（療養生活・一時入院）の対象者の保護者名義のクレジットカードをご利用ください。



裏面に注意事項がありますので  
ご確認ください



## (5)ご注意いただきたいこと

### ①領収証書は発行されません

クレジットカードで納付した場合、領収証書は発行されませんので、ご利用のクレジットカード会社からの取引明細や通帳記帳等でご確認ください。

※領収証書が必要な方は、クレジットカード納付ではなく、金融機関での窓口払いをご利用ください。

### ②利用料は1か月分ごとにオンライン決済手続き(申請)が必要です

納付手続きごと（1か月分の利用料ごと）に姫路市オンライン手続きポータルサイトからの申請・クレジットカード情報の入力が必要です。

※口座振替のように一度登録すれば納期ごとに自動的に決済される手続きではありません。

### ③その他の注意事項

- ・ご利用される端末、OS、検索ソフトまたはこれら機種、ソフト等のバージョンによっては、納付手続きができない場合があります。
- ・インターネット利用による通信料はご本人の負担となります。
- ・クレジットカードによる利用料の納付は、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が第三者納付（地方税法第20条の6第1項）として立替払いを行うものです。

## (6)よくある質問

### ①金融機関等、コンビニエンスストアでもクレジットカード納付はできますか

金融機関等、コンビニエンスストアの窓口では、クレジットカードで納付することはできません。インターネット限定の納付方法となります。

### ②支払回数は選択できますか

ご利用いただけるクレジットカードの支払回数は **1回払いのみ**となります。

### ③希望した納付方法を後から変更することはできますか

変更できます。小児慢性特定疾病児童支援事業（療養生活・一時入院）を 利用された月の月末までに保健所予防課にお申し出ください。（利用月の翌月以降にご連絡いただいた場合、連絡をいただいた月に利用された料金の請求分からの対応となりますのでご了承ください）

【お問い合わせ先】  
〒670-8530  
姫路市坂田町3番地  
姫路市保健所予防課  
☎ 079-289-1635